

農地リストの閲覧等について(農地利用希望者の方へ)

<農地リストの閲覧・賃借の流れ>

手順1	就農相談申込み	申請フォームから就農相談の申込を行ってください。 申請後、市から来所日時、場所についての連絡があります。 北九州市 就農相談申請フォーム(外部リンク)
手順2	農政事務所へ来所	ご自身の営農計画等についてお聞かせいただきます。
手順3	農地リストの閲覧・ 現地確認	面談後に市から許可を得て、農地の所在地・地図が閲覧できます。関心がある農地があれば、希望に沿った農地であるかを現地確認ください。
手順4	利用意向の申請	現地確認を行ったのち、農地の利用希望についての意向を閲覧から2週間以内に、市までお知らせください。 ※その際、利用希望者情報(住所、氏名、連絡先、就農意欲等)を農地所有者に提供することを承諾していただきます。
手順5	農地所有者情報提供	農地所有者に対し、市から利用希望、利用希望者情報をお伝えし、農地所有者情報の提供について承諾を得たのち、市より連絡いたします。 利用希望者は、農地所有者に直接連絡を取っていただき、賃借・売買の条件等について交渉いただきます。 ※交渉に市が関与することはありません。
手順6	農地・売買の手続き	農地所有者との交渉がまとまりましたら、農業委員会で、売却・賃借(農地法第3条許可申請又は利用権設定)の手続きを行います。
手順7	農地の利用開始	農地法第3条許可又は、利用権設定の許可公告による権利移動が確定後、農地としての利用が可能になります。

<注意事項>

- (1) 農地法では、農地の効率的利用や農作業への常時従事などが規定されています。このため、この農地情報提供は、自ら耕作し、真に農業に取り組もうと考えている方を対象としており、農業外での利用や、不動産としての取引等をお考えの方はお断りしております。
- (2) 窓口及びホームページ上で、農地所有者の個人情報には公開しておりません。利用希望者が農地所有者との交渉を希望する場合に限り、市から所有者に連絡し、農地所有者の承諾を得て、利用希望者に所有者の連絡先をお伝えします。
- (3) 自ら耕作しない、営農計画が明確でない、或いは周辺農地に影響を及ぼす恐れがある作物又は栽培方法を計画している場合は、農地所有者の紹介をお断りすることがあります。
- (4) 利用希望者が法人の場合、一定の条件を満たせば、貸し借りは可能ですが、所有権の取得は農地所有適格法人のみとなります。

<連絡・問合せ先>

- (1) 東部農政事務所（門司区、小倉北区、小倉南区に関すること）：
北九州市小倉南区若園5丁目1-2 小倉南区役所4階
電話：093-951-1021
- (2) 西部農政事務所（若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区に関すること）：
北九州市八幡西区光明1丁目9-22 折尾出張所2階
電話：093-693-9912